

日本で働く外国人労働者 —福岡県の外国人介護職員に焦点を当てて—

経営学部経営学科 佐藤 彩子

1. はじめに

本研究では、日本で暮らす外国人の動向を既存統計を用いて分析した上で、福岡県を対象に介護サービス産業の外国人労働者の受入事業所の特徴や就業実態を、独自に収集した統計資料と外国人向け介護職員初任者研修(以下、初任者研修)機関へのインタビュー等に基づき解明する。

日本では高齢者急増に伴い高まる介護サービス需要に対し、従業者不足¹⁾の解消が課題である。これまで介護サービス産業で就業する外国人労働者を対象にした地理学的研究として、加茂(2019;2020)がある。加茂(2019)はEPA(Economic Partnership Agreement、経済連携協定²⁾)に基づく外国人介護職員の受入施設の全国的な分布を検討しているが、都道府県より小さなスケールでの受入分布を詳細に検討しているわけではない。他方、加茂(2020)は実態調査から愛知県名古屋地域の介護サービス企業47法人中、EPA(経済連携協定)外国人受入法人は9、これ以外の理由で日本に長期滞在する在留外国人受入法人は41であることを解明したが、後者の就業実態は明らかにされていない。

介護サービス産業における外国人労働者の制度的受入は、①2008年度のEPA(経済連携協定)創設、②2017年の介護福祉士資格を取得した留学生への在留資格「介護」の創設、③2017年の技能実習制度対象職種への介護の追加、④2019年の改正入管法施行に伴う「特定技能」の創設の4つに基づく。これらのうち、既存研究の大半はEPA(経済連携協定)外国人を対象とし、(a)受入状況に関する研究(小川ら(2010)等)、(b)国家試験対策に関する研究(小原ら(2012)等)、(c)就労実態に関する研究(奥島(2010)等)に区分できる。他方、これら制度的受入とは別の理由で来日し日本に長期滞在する在日フィリピン人の介護サービス労働参入を検討した研究として、高畑(2009;2010)がある。これらの研究では2004年の改正労働者派遣法による介護分野への派遣労働解禁に伴い、多くの人材派遣会社が外国人向け初任者研修を実施し2008年時点で全国に約2,000人の研修修了者が存在すると推測されているが、研修修了後の就職プロセスや就業実態は解明されていない。

日本では高まる介護サービス需要に対応できるだけの労働力確保が求められているが、地方圏の介護サービス産業では人口減により不足する労働力を日本人だけで補完することは難しく、これらの不足を国際人口移動によって補完せざるを得ない。地理学における労働市場研究の基本的な視点は特定地域の労働力がいかなる空間的範囲から集まってくるのかに向けられ(中澤2001:19)、この視点は労働力不足が深刻な介護サービス産業においても重要である。特に、上記の制度的受入とは別の理由で来日し日本に滞在する就労制限のない外国人の多くは日本での家族形成を通じた定住者であり、一定の人口規模を有することから彼らの労働力不足緩和への貢献可能性は高いと考えられる。ただ後述するように、彼らは上記の制度的受入とは異なり在留資格に紐づいた公的機関から就業支援を受けるわけではないため、その就職プロセスや就業実態は解明されていないのが現状である。

本稿の構成は、以下の通りである。2で日本で暮らす外国人の動向を分析し、3で介護サービス産業で進む外国人労働者の制度的受入の内容を検討し、このうち、福岡県を対象にEPA外国人と技能実習生

受入事業所の地理的分布を把握する。4で、主に福岡県の外国人向け初任者研修機関へ実施した訪問インタビューをもとに、研修修了後の彼らの就職プロセスと就業実態を検討する。最後に、5で結論と今後の課題を述べる。

2. 日本で暮らす外国人

2.1. 全国の動向

表1では、総人口と国籍別の外国人総数の推移を示した。総人口に占める外国人総数の割合は2017年に初めて2%を越え、日本にとって外国人は大きな存在となりつつある。他方で、国籍別に外国人数の推移を見ると、「その他」を除き、同期間、「中国」が65万人～81万人と最も多く、次いで「韓国・朝鮮」が47万人～53万人と続く。したがってこれら2か国が我が国の外国人の主力をなすことには変わりはないが、伸び率を見ると高いのは順に「ベトナム」(686.7%)、「インドネシア」(161.9%)、「フィリピン」(39.3%)であり、アジアの中でも東南アジア出身の外国人が急増している。

図1では、在留資格別の外国人総数の推移を示した。「身分に基づく在留資格³⁾」は2012年の974,780人から2019年の1,184,722人まで一貫して増加し、2019年時点で外国人総数の約4割を占める。他方、「特別永住者」は2012年の381,364人から2019年の312,501人まで一貫して減少している。これは「特別永住者」が戦後から1960年代まで、日本で働いてきた在日コリアンの人々を指すからで、彼らは1910年の日韓併合から現在の日本の領土に相当する内地で就労し、1947年の外国人登録令により「外国人」とされた(津崎2018:11)ため、新たに増加することがないためである。「技能実習」は2012年の151,477人から2019年の410,972人まで、「留学」は2012年の180,919人から2019年の345,791人までいずれも一貫して増加している。ただ、近年増加傾向にあるこれらの在留資格は一定期間、日本に滞在後、帰国を前提としているのに対し、「身分に基づく在留資格」は日本居住歴が長い外国人に付与される。したがって、労働力不足が進む日本において、「身分に基づく在留資格」の外国人は日本人労働力の不足を長期にわたり補完する存在になりうると考えられ、彼らの就業実態を検討することは重要である。

表2では、2019年時点での国籍別在留資格別外国人数を示した。「身分に基づく在留資格」は「中国」で349,921人(43.0%)、「韓国・朝鮮」で95,112人(20.0%)、「フィリピン」で219,829人(77.7%)、「ベトナム」で29,480人(7.2%)、「インドネシア」で11,358人(17.0%)、「その他」で479,022人(54.2%)と、その他を含めた6つの中で「フィリピン」がとびぬけて高い割合を示す。したがって、日本で暮らすフィリピン人の大半は定住者である(高畑2009:85・高畑2010:151)。他方、「韓国・朝鮮」では「特別永住者」が308,809人(65.1%)と最も多く、「ベトナム」や「インドネシア」では「技能実習」が218,727人(53.1%)、35,404人(53.0%)と最も多い。

次に、表3では、2019年10月時点での介護サービス産業を含む「医療、福祉」と「全産業」の国籍別外国人労働者数を示した。「全産業」では「その他」を除き、「中国(香港等を含む)」が418,327人(25.2%)と最も多く、次いで「ベトナム」が401,326人(24.2%)、「フィリピン」が179,685人(10.8%)と続く。他方、「医療、福祉」では「フィリピン」が10,060人(29.4%)と最も多く、次いで「中国(香港等を含む)」が7,178人(21.0%)、「ベトナム」が4,926人(14.4%)と続くことから、「医療、福祉」では「全産業」と比べて「フィリピン」人の就業者割合が高いといえる。

表1 国籍別外国人総数の推移(全国)

	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年-2012年(人)	2012年に対する2019年の伸び率(%)
中国(人)	652,595	649,078	654,777	665,847	695,522	730,890	764,720	813,675	161,080	24.7
韓国・朝鮮(人)	530,048	519,740	501,230	491,711	485,557	481,522	479,193	474,460	-55,588	-10.5
フィリピン(人)	202,985	209,183	217,585	229,595	243,662	260,553	271,289	282,798	79,813	39.3
ベトナム(人)	52,367	72,256	99,865	146,956	199,990	262,405	330,835	411,968	359,601	686.7
インドネシア(人)	25,532	27,214	30,210	35,910	42,850	49,982	56,346	66,860	41,328	161.9
その他(人)	570,129	588,974	618,164	662,170	715,241	776,496	828,710	883,376	313,247	54.9
外国人総数(人)	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	2,561,848	2,731,093	2,933,137	899,481	44.2
総人口(人)	127,515,000	127,298,000	127,083,000	127,095,000	126,933,000	126,706,000	126,443,000	126,173,000	-1,342,000	-1.1
総人口に占める外国人総数の割合(%)	1.59	1.62	1.67	1.76	1.88	2.02	2.16	2.32	-	-

出所：法務省『在留外国人統計(各年12月版)』より筆者作成。

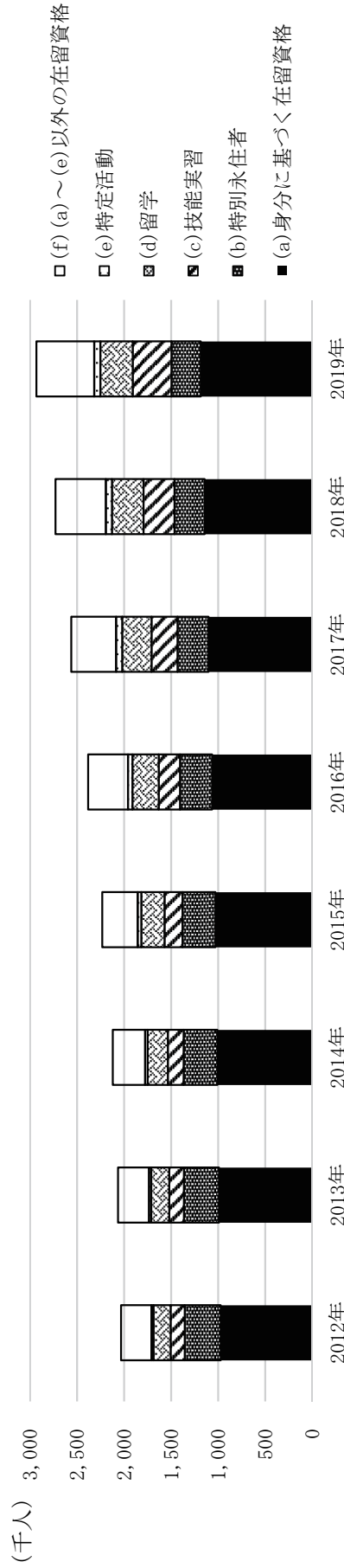


図1 在留資格別の外国人総数の推移(全国)

注) 1. (a) 身分に基づく在留資格とは「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」をさす。

2. (f) (a)～(e)以外の在留資格とは「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職1・2号」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「特定技能」「文化活動」「研修」「家族滞在」である。

出所：法務省『在留外国人統計(各年12月版)』より筆者作成。

表2 国籍別在留資格別外国人人数(2019年・全国) (人数：人、割合：%)

	中国		韓国・朝鮮		フィリピン		ベトナム		インドネシア		その他		計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合		
(a)身分に基づく在留資格	349,921	43.0	95,112	20.0	219,829	77.7	29,480	7.2	11,358	17.0	479,022	54.2	1,184,722	40.4
(b)特別永住者	825	0.1	308,809	65.1	50	0.0	3	0.0	8	0.0	2,806	0.3	312,501	10.7
(c)技能実習	82,370	10.1	-	-	35,874	12.7	218,727	53.1	35,404	53.0	38,597	4.4	410,972	14.0
(d)留学	144,264	17.7	17,732	3.7	3,262	1.2	79,292	19.2	7,512	11.2	93,729	10.6	345,791	11.8
(e)特定活動	10,600	1.3	4,889	1.0	6,642	2.3	6,349	1.5	3,965	5.9	32,742	3.7	65,187	2.2
(f) (a)～(e)以外の在留資格	225,695	27.7	47,918	10.1	17,141	6.1	78,117	19.0	8,613	12.9	236,480	26.8	613,964	20.9
計	813,675	100.0	474,460	100.0	282,798	100.0	411,968	100.0	66,860	100.0	883,376	100.0	2,933,137	100.0

注)1. (a)身分に基づく在留資格とは「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」をさす。

2. (f) (a)～(e)以外の在留資格とは「教授」「芸術」「報道」「高度専門職1・2号」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「介護」「興行」「技能」「特定技能」「文化活動」「研修」「家族滞在」である。

3. 「-」は数字が得られないことを表す。またフィリピン、ベトナム、インドネシアの「特別永住者」の割合は各々0.02%、0.001%、0.01%であるが、小数第二位を四捨五入しているため0.0%と記載している。

出所：法務省『在留外国人統計(2019年12月版)』より筆者作成。

表3 「医療、福祉」と「全産業」の国籍別外国人労働者数(2019年10月、全国)

	全産業		医療、福祉	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
中国(香港等を含む)	418,327	25.2	7,178	21.0
韓国	69,191	4.2	2,213	6.5
フィリピン	179,685	10.8	10,060	29.4
ベトナム	401,326	24.2	4,926	14.4
インドネシア	51,337	3.1	2,586	7.5
その他	538,938	32.5	7,298	21.3
計	1,658,804	100.0	34,261	100.0

出所：厚生労働省(2019)『外国人雇用状況(2019年10月版)』より筆者作成。

表4では、2019年10月時点での「医療、福祉」と「全産業」の在留資格別外国人労働者数を示した。「その他」を除き、「身分に基づく在留資格」が「全産業」では531,781人(32.1%)、「医療、福祉」では17,760人(51.8%)と最も多いが、「医療、福祉」の方がその割合は高く、「医療、福祉」の外国人労働者の約半数は「身分に基づく在留資格」である。

表4 「医療、福祉」と「全産業」の在留資格別外国人労働者数(2019年10月、全国)

	全産業		医療、福祉	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
技能実習	383,978	23.1	3,304	9.6
留学	318,278	19.2	4,046	11.8
身分に基づく在留資格	531,781	32.1	17,760	51.8
うち、永住者	308,419	18.6	12,409	36.2
うち、定住者	114,453	6.9	2,253	6.6
うち、日本人の配偶者等	94,167	5.7	2,905	8.5
うち、永住者の配偶者等	14,742	0.9	193	0.6
その他	424,767	25.6	9,151	26.7
計	1,658,804	100.0	34,261	100.0

注) その他には「専門的・技術的分野の在留資格」「特定活動」「留学以外の資格外活動」「不明」が含まれる。

出所：厚生労働省(2019)『外国人雇用状況(2019年10月版)』より筆者作成。

2.2. 福岡県の動向

本節では、福岡県市区町村別の外国人の実態について論じる。表5では、福岡県地域別のフィリピン人数と外国人総数を示した。外国人総数では福岡地域に28,701人(60.9%)、北九州地域に11,194人(23.8%)とこれら2地域に8割超が集中し、筑後地域は4,612人(9.8%)にとどまる。他方、フィリピン人は筑後地域が1,258人(38.9%)と最も多く、福岡地域や北九州地域以上に集中している。

表5 福岡県地域別のフィリピン人数と外国人総数

	フィリピン人		外国人総数	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
福岡地域	898	27.8	28,701	60.9
北九州地域	756	23.4	11,194	23.8
筑豊地域	322	10.0	2,590	5.5
筑後地域	1,258	38.9	4,612	9.8
計	3,234	100.0	47,097	100.0

注) 各地域に含まれる市区町村は後掲の図2を参照。

出所：総務省統計局(2015)『国勢調査』より筆者作成。

そこで、図2ではフィリピン人数を福岡県市区町村別男女別に示した。福岡市を中心に都市部ほど人数が多い傾向がみられるが、久留米市は659人(20.4%)と県内72市区町村で最も多い。このうち、男性が66人、女性が593人であることから女性比率は90.0%となり、県平均(86.1%)より高い。久留米市内には「文化街」と呼ばれる飲み屋街が存在し、そこに約10~15年前、多くのフィリピン人女

性が在留資格「興行」で来日し、1軒あたり最大で約20人がエンターテイナーとして就業した。やがてそこで知り合った日本人男性客と結婚・定住し、結果として離婚し1人で子育てをしているフィリピン人女性を含めて、久留米市内には数百人以上のフィリピン人女性が居住している⁴⁾。ただ、フィリピン人の女性比率が高いという点は県内他市区町村でもみられる⁵⁾。

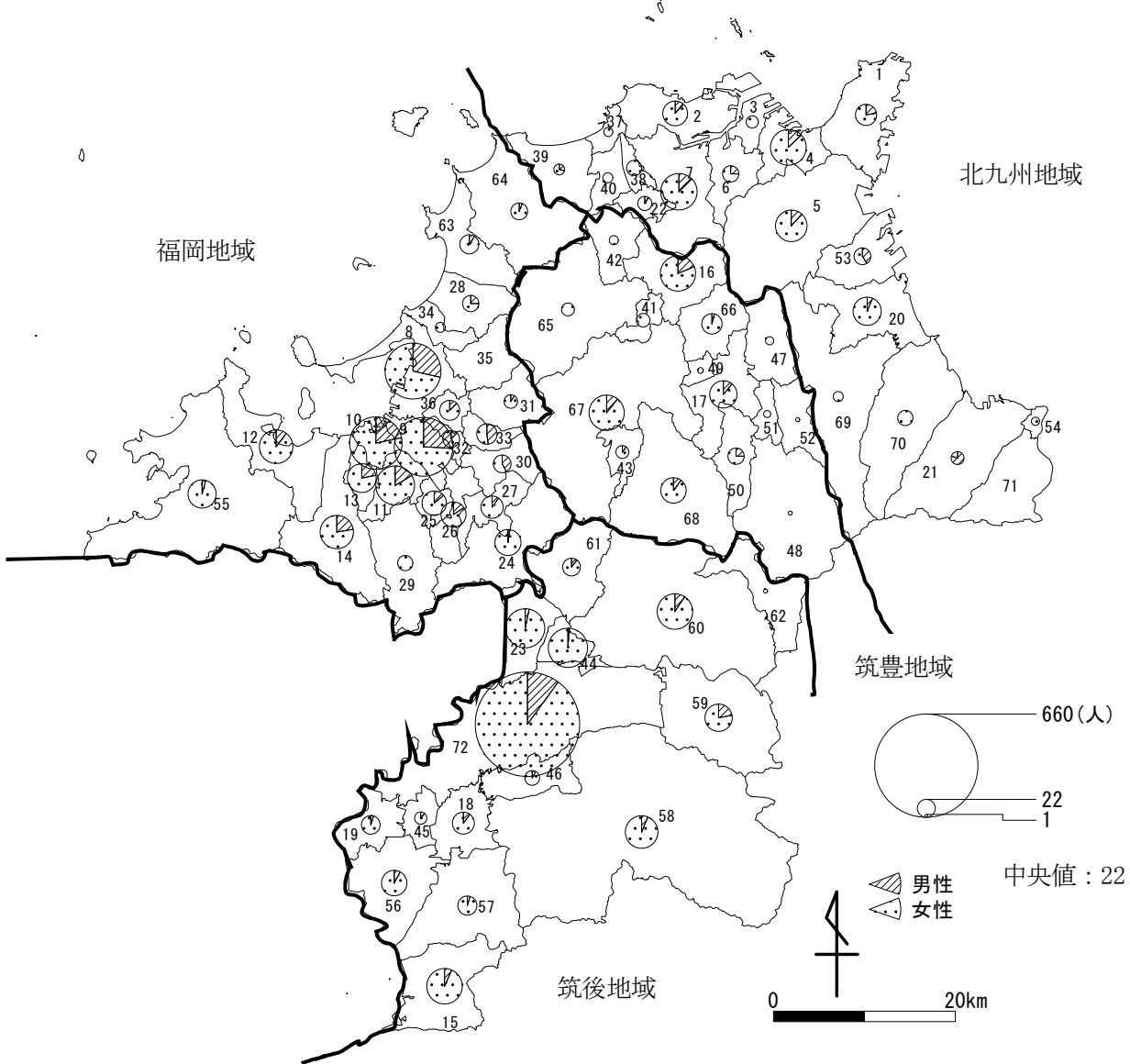


図2 福岡県市区町村別男女別フィリピン人数

注) 番号は以下の市区町村を表す。1.北九州市門司区 2.北九州市若松区 3.北九州市戸畑区 4.北九州市小倉北区 5.北九州市小倉南区 6.北九州市八幡東区 7.北九州市八幡西区 8.福岡市東区 9.福岡市博多区 10.福岡市中央区 11.福岡市南区 12.福岡市西区 13.福岡市城南区 14.福岡市早良区 15.大牟田市 16.直方市 17.田川市 18.筑後市 19.大川市 20.行橋市 21.豊前市 22.中間市 23.小郡市 24.筑紫野市 25.春日市 26.大野城市 27.太宰府市 28.古賀市 29.那珂川市 30.宇美町 31.篠栗町 32.志免町 33.須恵町 34.新宮町 35.久山町 36.粕屋町 37.芦屋町 38.水巻町 39.岡垣町 40.遠賀町 41.小竹町 42.鞍手町 43.桂川町 44.大刀洗町 45.大木町 46.広川町 47.香春町 48.添田町 49.糸田町 50.川崎町 51.大任町 52.赤村 53.苅田町 54.吉富町 55.糸島市 56.柳川市 57.みやま市 58.八女市 59.うきは市 60.朝倉市 61.筑前町 62.東峰村 63.福津市 64.宗像市 65.宮若市 66.福智町 67.飯塚市 68.嘉麻市 69.みやこ町 70.築上町 71.上毛町 72.久留米市

出所：総務省統計局(2015)『国勢調査』より筆者作成。

3. 介護サービス産業における外国人労働者の受入

3.1. 制度的受入の概要

本節では日本の外国人介護職員の制度的受入の内容を、主として厚生労働省(2019a)、加茂(2019)、外国人介護職員支援事業を展開するA社提供資料をもとに説明する。表6では、外国人介護職員を雇用できる4つの制度的枠組みの概要について纏めた。

わが国で最も早く制度的な枠組みとして受入が始まったのが、EPA(経済連携協定)である。これは二国間の経済連携強化を目的とし、2008年度にインドネシア、2009年度にフィリピン、2014年度にベトナムから受入が開始され、在留資格は「特定活動」である。入国時に必要な日本語能力はインドネシア・フィリピンでN5⁶⁾程度、ベトナムでN3程度である。この制度では、入国後4年目に介護福祉士の国家試験を受験し合格すれば、在留期間を更新しながら永続的に日本での就業が可能である。他方、不合格の場合、これまで原則、帰国しなくてはならなかったが、特定技能外国人の受入が開始されたことを受けてその点が変更された。すなわち、試験不合格であったEPA外国人は在留資格「特定技能1号」に移行し、最長で5年間、日本での継続就業が可能になった(厚生労働省、2019b)。またこの5年の間に介護福祉士試験に合格した場合は、在留資格「介護」に移行し、在留期間の更新の回数制限なく日本で就業できる。なお、EPA外国人と受入希望事業所とのマッチングを行う機関はJICWELS(国際厚生事業団)であるが、双方の意思を尊重するかたちで受入支援を行うため、受入人数には上限があり受入を希望するすべての事業所が受け入れることができるわけではない。

次に在留資格「介護」は2017年9月に開始され、専門的・技術的分野での外国人の受入が目的とされる。来日後、介護福祉士養成学校(以下、養成学校)入学が前提とされ(養成学校在籍時の在留資格は「留学」)、卒業後、介護福祉士資格を取得できると在留資格「介護」で就業できる。養成学校入学要件はN2程度である。また在留資格「介護」の在留期間は、本人の意向に沿うかたちで繰り返し更新できるため、日本での継続就業が可能である。この制度ではEPAや技能実習のような受入調整機関等による支援はないため、事業所が自力で養成学校と連携する等、積極的な採用活動が求められる。

次に在留資格「技能実習」は2017年11月に介護分野に導入された制度であるが、それ以前から製造業等では一定数の技能実習生が就業していた。技能実習制度は日本から相手国への技能移転、国際貢献が目的である。したがって、技能実習生は一定期間、日本で就業しながら各産業現場の技術を学び、母国に帰国することが前提とされる。介護分野での受入に際して入国時に必要な日本語能力はN4程度である。最長で5年間就業できるが、転職は認められていない。中小企業団体や商工会等の各種団体が監理団体として技能実習生を受入れ、介護サービス事業所に送り出す。

最後に在留資格「特定技能1号」は2019年4月に開始され、人手不足対応のための一定の専門性を有する外国人の受入が目的とされる。この制度では介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業の計14分野で約35万人の外国人を受け入れることが計画され、介護分野では約6万人の受入が予定されている。介護分野の特定技能1号では、入国前に①日本語能力試験N4以上、②介護日本語評価試験合格、③介護技能評価試験合格をすべて満たす必要がある。在留期間は通算5年で、同一業種内(たとえば、介護サービス産業内)での転職であれば認められる。なお、個人又は団体

が受入機関からの委託を受けて、特定技能外国人に住居の確保等の支援を行う登録支援機関からのサポートを受けることが可能である。

表6 外国人介護職員を雇用できる制度的枠組みの概要

	EPA(経済連携協定)	在留資格「介護」	技能実習	特定技能1号
開始年	2008年	2017年	2017年	2019年
目的	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野での外国人の受入	本国への技能移転、国勢貢献	人手不足対応のための一定の専門性を有する外国人の受入
在留資格	特定活動	介護、介護福祉士養成学校在籍時は留学	技能実習1～3号	特定技能1号
送出国	インドネシア、フィリピン、ベトナム	制限なし	制限なし	制限なし
入国時に必要な日本語能力	インドネシアとフィリピンはN5、ベトナムはN3	N2程度	N4程度	日本語能力試験N4以上、介護日本語評価試験合格
在留期間	原則4年、資格取得後制限なし	制限なし	最長5年	通算5年
転職の可否	不可、資格取得後可能	可能	不可	同一業種内のみ可能
受入調整機関等の支援の有無	あり(JICWELSによる受入調整)	なし	あり(各監理団体による受入調整)	あり(登録支援機関によるサポート)
受入数	4,265人(2008年度～2018年度)	1,714人(2020年12月時点)	8,967件(2019年度)	939人(2020年12月時点)

出所：厚生労働省(2019a)、加茂(2019)、外国人技能実習機構(2019)『令和元年度業務統計』、出入国在留管理庁(2020)『特定技能1号在留外国人数(令和2年12月末現在)』、出入国在留管理庁(2021)『令和2年末現在における在留外国人数について』、A社提供資料より筆者作成。

3.2. 福岡県のEPA外国人と技能実習生受入状況

表7では、福岡県地域別にみた経営主体別EPA外国人と技能実習生受入事業所数を示した。全体で198の事業所がこれらの外国人を受入れ、事業所総数の2.1%を占めるが、経営主体別に見ると「社会福祉法人」が4.0%、「医療法人」が2.2%と非営利法人で受入が進む。また「社会福祉法人」は福岡・北九州地域の2地域で51(60.0%)、「医療法人」は27(67.5%)、「営利法人」は52(74.3%)であり、都市部で営利法人の集積度合いが高い。また「社会福祉法人」と「医療法人」を合わせた非営利法人事業所は、福岡地域で43(61.4%)、北九州地域で35(57.4%)、筑豊地域で17(70.8%)、筑後地域で30(69.8%)となり、郡部ほど非営利法人事業所での受入比率が高い。

表8では、福岡県地域別にみた提供サービス別EPA外国人と技能実習生受入事業所数を示した。「介護老人福祉施設」(以下、介老)が20.2%、「介護老人保健施設」(以下、老健)が9.4%と介護保険施設で受入が進む。また「介老」は福岡・北九州地域で各々22(32.8%)と多く、「老健」「グループホーム」等の他の入所型施設は福岡地域で各々6(35.3%)、11(52.4%)と他地域より多い。他方で、久留米市が位置する筑後地域では「介老」が17(25.4%)、「老健」が5(29.4%)、「グループホーム」が5(23.8%)であり、これら各受入事業所の2～3割が筑後地域に立地している。これは同じ郡部である筑豊地域と比べても高い割合である。また、筑後地域受入事業所の中では「介老」「老健」「グループホーム」を合計した入所型施設は27(62.8%)であり、県全体(105、53.0%)と比べて、筑後地域の受入事業所は入所型施設に集中する傾向が強い。

表7 福岡県地域別にみた経営主体別PPA外国人と技能実習生受入事業所数 (実数：箇所、割合：%)

	社会福祉法人		医療法人		営利法人		その他・不明		計	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合		
福岡地域	25	29.4	18	45.0	27	38.6	0	0.0	70	35.4
北九州地域	26	30.6	9	22.5	25	35.7	1	33.3	61	30.8
筑豊地域	13	15.3	4	10.0	6	8.6	1	33.3	24	12.1
筑後地域	21	24.7	9	22.5	12	17.1	1	33.3	43	21.7
計	85	100.0	40	100.0	70	100.0	3	100.0	198	100.0
事業所総数(箇所)	2,151		1,825		4,971		599		9,546	
事業所総数に占める受入事業所の割合(%)	4.0		2.2		1.4		0.5		2.1	

注)1. その他には、「都道府県」「市区町村」「広域連合・一部事務組合」「日本赤十字社・社会保険関係団体・独立行政法人」「医師会」「看護協会」「特定非営利活動法人(NPO)」「協同組合」「社団・財団法人」「その他の法人」「個人」「その他」が含まれる。

2. 各地域に含まれる市区町村は図2を参照。

出所：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室提供資料、厚生労働省(2019)『令和元年介護サービス施設・事業所調査』より筆者作成。

表8 福岡県地域別にみた提供サービス別PPA外国人と技能実習生受入事業所数 (実数：箇所、割合：%)

	介護老人福祉施設		介護老人保健施設		通所介護		グループホーム		その他		計	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合		
福岡地域	22	32.8	6	35.3	15	37.5	11	52.4	16	30.2	70	35.4
北九州地域	22	32.8	3	17.6	19	47.5	5	23.8	12	22.6	61	30.8
筑豊地域	6	9.0	3	17.6	3	7.5	0	0.0	12	22.6	24	12.1
筑後地域	17	25.4	5	29.4	3	7.5	5	23.8	13	24.5	43	21.7
計	67	100.0	17	100.0	40	100.0	21	100.0	53	100.0	198	100.0
事業所総数(箇所)	331		180		1,215		678		7,142		9,546	
事業所総数に占める受入事業所の割合(%)	20.2		9.4		3.3		3.1		0.7		2.1	

注)1. その他には、通所介護以外の居宅サービス事業所、グループホーム以外の地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設、介護医療院、介護予防サービス事業所、地域密着型介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所が含まれる。

2. 各地域に含まれる市区町村は図2を参照。

出所：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室提供資料、厚生労働省(2019)『令和元年介護サービス施設・事業所調査』より筆者作成。

ここまで、外国人介護職員を雇用できる4つの制度的枠組みの概要や福岡県のEPA外国人と技能実習生受入状況を検討してきた。そこではEPA外国人と技能実習生受入事業所は非営利法人や介護保険施設に集中し、郡部ほど非営利法人比率が高かった。それでは、これらの制度的受入とは別の理由で来日している「身分に基づく在留資格」の外国人は、どのような地域のどのようなタイプの事業所にどのような方法で就職しているのだろうか。次節では2015年6月、2019年2月に実施した外国人初任者研修機関であるB社(小郡市)の代表取締役n氏への訪問インタビュー⁷⁾をもとに、これら外国人介護職員の就職プロセスや就業実態を検討する。

4. 福岡県の外国人向け介護職員初任者研修修了者の就業特性：B社へのインタビュー

B社は小郡市にある外国人向け初任者研修機関である。この会社はn氏の長男が大手損害保険会社に勤務する中で、今後日本は人口減少社会に突入し労働力不足の時代が来るという認識のもと、インドネシアとフィリピンから看護師と介護職員の受入事業を展開しようとして1998年11月に創業したものである。ただ当時はグローバル化が進展しておらず、外国人の受入制度や仕組みが存在していなかったためこの事業は頓挫していた。その後、長男は病気で他界し、その意思を継いでn氏が2006年3月に在日フィリピン人向け訪問介護員養成研修2級(通称：ホームヘルパー2級)⁸⁾講座を開始した。

2015年6月の調査時点までに修了した240人中、70人が介護サービス事業所で就業している。240人中、女性は230人、男性は10人である。このうち6人はEPA外国人であるが、残りはすべて既述の制度的受入とは別の理由で来日し日本に滞在する就労制限のない外国人であり、その大半はフィリピン人である。講座受講開始時の平均年齢は35歳であり、在日フィリピン人女性の場合、家庭では妻、母親として家事や子育てに注力し、職場ではフィリピンパブ等のエンターテイナーとして就業し、隙間時間を活用して講座を受講している。240人中70人しか就業していないのは以下の2つの理由による。第1が受入事業所側の外国人に対する偏見や差別が存在するため、第2が講座修了生が介護サービス事業所での就業をすぐには望んでいないためである。実際には第1より第2の理由が多く、それは在日フィリピン人受講生の多くはたとえば週3日はエンターテイナーとして就業し、週2日は自宅近隣の弁当店でパートとして働く等、介護サービス事業所での就業がすぐに必要とされていないからである。それでも講座を受講するのは、加齢とともにエンターテイナーとしての市場価値がなくなった時に備えて資格を取得して日本で長く働きたいと考えているためである。また福岡市の中心繁華街である中洲でエンターテイナーとして就業すれば、時給2,500円～3,000円、久留米市では時給1,500円～2,000円で雇用されるのに対し、介護職員の場合、地域を問わず時給700円前後の事業所が多いため、給与の高さから見てもすぐに介護サービス事業所で就業したい在日フィリピン人女性は少ない。

講座修了生240人のうち、講座受講時の居住地は約3分の2が久留米市内である。小郡市で講座が開講されながら、久留米市からの受講生が多いのは、久留米市は在日フィリピン人が集積しているからである。受講生の中には日本人男性と結婚したものの、離婚しシングルマザーとして子育てしている者も多い。彼女らの日本居住年数は長い人で20年以上、短い人で1～2年であるが、平均すると約10年である。ただ、日本語の読み書きという点では大差はない。またEPA外国人と比べると、読み書き能力は低い。

講座修了生 70 人の就職先は、介老や老健のような大規模施設よりは小規模デイサービスやグループホーム等、小規模施設が多い。この場合のデイサービスとはたとえば、利用者 10 人規模の民家型である。彼女らがこのような事業所に就職する傾向にあるのは、介老や老健等の大規模施設では、たとえば日本人職員 20 人に対してフィリピン人職員 1 人という構図になりやすく、多くの日本人に囲まれて仕事をするのは彼女らにとってやりづらいからである。これらの小規模施設では、たとえば日本人職員 5 人に対しフィリピン人職員 1 人というかたちで顔の見える関係で就業できる。また、これらの小規模施設では利用者も少なく、利用者 1 人 1 人と丁寧に接することができる。彼女らは就職先を探す手段として、友人同士のネットワークを用いることが大半である。中にはハローワークで求人票を見つけそれに応募するケースも存在するが、この場合でも友人同士のネットワークからその事業所(法人)が求人募集を行っていることを確認し、それを踏まえてハローワークに赴き紹介状を発行してもらい採用面接を受けている。居住地から 30 分圏内での就職が大半であり、講座が開かれる小都市近辺で就職する者はほとんどいない。

5. おわりに

本稿では、日本で暮らす外国人の動向を既存統計を用いて分析した上で、福岡県の介護サービス産業を対象に外国人労働者の受入事業所の特徴や就業実態を、独自に収集した統計資料と外国人向け初任者研修機関へのインタビュー等に基づき明らかにした。その結果、以下の点が解明された。

第 1 に近年、東南アジア出身の外国人が急増し、中でもフィリピン人は「身分に基づく在留資格」での滞在者が 8 割弱を占めその大半は定住者であること、第 2 に「医療、福祉」では「フィリピン」人の就業者割合が高いこと、第 3 に福岡県内では在日フィリピン人は筑後地域に集中していること、第 4 に福岡県内の EPA 外国人と技能実習生受入事業所は非営利法人や介護保険施設に集中し、郡部ほど非営利法人に集中していること、第 5 に B 社初任者研修修了者の就職先は小規模デイサービスやグループホーム等、小規模施設が多く、友人のネットワークを用いて就職していることである。

2020 年初頭に勃発した新型コロナウイルスの世界的な流行により、一時的に国内移動や国外移動が制限されているが、新たな在留資格の創設が進む介護サービス産業において外国人労働者の受入は避けて通れない課題である。ただ本稿で示したように、介護サービス産業の外国人労働者は多様な在留資格や国籍出身者で構成されるがゆえに、これらの諸条件の違いが労働条件や生活スタイル等に差を生み出すことも予想され、外国人労働者が急増する今日において、日本人と外国人という 2 軸だけではなく、外国人同士の違いも含めた広い視点で彼らが抱える課題を検討することは必要である。これは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals : SDGs)のターゲット 8.8「移住労働者、特に女性移民や不安定な雇用形態にある労働者を含むすべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する」という点に繋がるものであり、その達成も視野に入れた取組みが求められる。

なお、本稿では福岡県の介護サービス産業で就業する外国人労働者の就業実態を個別の事例を通じて詳細に把握できなかった。同じ在留資格や同じ国籍出身者であっても、婚姻関係・居住形態や職歴、介護職員としての就業に至るまでのプロセス等は異なると予想される。これらの実態を詳細に明らかにする上では、個別のインテンシブインタビューが欠かせない。これが本稿に残された課題である。

謝辞

本稿の作成にあたり、A社、B社、C社、福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室の関係者の皆様のご協力を賜りました。厚く御礼申し上げます。なお、本稿は令和2年度公立鳥取環境大学特別研究費の助成を受けたものである。

注

- 1) 厚生労働省『職業安定業務統計(2021年3月版)』によれば、有効求人倍率は「社会福祉の専門的職業」で3.20、「介護サービスの職業」で3.37であり、「職業計」(1.04)より高い。
- 2) 経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)とは、2つ以上の国(または地域)の間で、自由貿易協定(FTA: Free Trade Agreement)の要素(物品及びサービス貿易の自由化)に加え、貿易以外の分野、例えば人の移動や投資、政府調達、二国間協力等を含めて締結される包括的な協定である(財務省「経済連携協定(EPA)」(https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/index.htm (2021年3月6日閲覧)))。
- 3) 法務省『在留外国人統計(2019年12月版)』によれば、「身分に基づく在留資格」とは「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」である。「永住者」は法務大臣が永住を認める者、「定住者」は法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者、「日本人の配偶者等」は日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者、「永住者の配偶者等」は永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者である。
- 4) 筑後地域の介護サービス技能実習生監理団体C社のs氏に2020年10月に行った電話インタビューに基づく。
- 5) 北九州市戸畑区、那珂川市、新宮町、芦屋町、水巻町、遠賀町、宮若市、小竹町、鞍手町、東峰村、香春町、添田町、糸田町、大任町、赤村、みやこ町、吉富町、築上町では全員が女性である。
- 6) 日本語能力試験にはN1～N5の5つのレベルがあり、N5が最も易しくN1が最も難しい。N1は幅広い場面で使われる日本語を理解することができる、N2は日常的な場面で使われる日本語に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる、N3は日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる、N4は基本的な日本語を理解することができる、N5は基本的な日本語をある程度理解することができる(日本語能力試験「N1～N5: 認定の目安」(<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html> (2021年3月17日閲覧)))。
- 7) 4)のs氏によれば、「身分に基づく在留資格」で日本に定住している介護職員は一定数存在するものの、上記の制度的受入と異なり流動的であると同時に正確に把握している団体や公的機関が存在しない。同様の指摘は、2020年10月に行った福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室へのメールインタビューでも得られている。したがって、本稿でも彼らの就業実態を把握するためにはインタビューという質的調査手法に頼らざるを得ない。
- 8) 社会保険研究所(2015: 428)によれば、訪問介護員養成研修2級は2013年4月1日の介護保険法施行規則改正によって廃止され「介護職員初任者研修」に変更されている。これは介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的

な介護業務を行うことができるようにすることが目的とされ、訪問介護事業もしくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者が受講の対象とされる。

参考文献等

- [1] 小川玲子、平野裕子、川口貞親、大野俊：来日第1陣のインドネシア人看護師・介護福祉士候補者を受け入れた全国の病院・介護施設に対する追跡調査(第1報)：受け入れの現状と課題を中心に、九州大学アジア総合政策センター紀要、5：85-98、2010
- [2] 奥島美夏：インドネシア人介護・看護労働者の葛藤—送り出し背景と日本の就労実態—、歴史評論、722：64-81、2010
- [3] 小原寿美、岩田一成：EPAにより来日した外国人看護師候補者に対する日本語支援—国家試験対策の現状と課題—、山口国文、35：114-124、2012
- [4] 加茂浩靖：日本の介護サービス業における外国人介護職員の受入れ—経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者を中心として—、経済地理学年報、65：280-294、2019
- [5] 加茂浩靖：名古屋地域に立地する介護施設の介護職員採用行動と採用地域、日本福祉大学社会福祉論集、142：113-129、2020
- [6] 厚生労働省：外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、東京、2019a、www.mhlw.go.jp/content/12000000/000496822.pdf (2021年4月19日閲覧)
- [7] 厚生労働省：在留資格「特定技能1号」への移行について、2019b、www.mhlw.go.jp/content/12000000/000507781.pdf (2021年4月19日閲覧)
- [8] 財務省：経済連携協定(EPA)、https://www.mof.go.jp/customs_tariff/trade/international/epa/index.htm (2021年3月6日閲覧)
- [9] 社会保険研究所：介護保険制度の解説(平成27年8月版)、社会保険研究所、東京、2015
- [10] 高畑幸：在日フィリピン人の介護人材育成—教育を担う人材派遣会社—、現代社会学、10：85-100、2009
- [11] 高畑幸：地域社会にみる多文化共生—名古屋市中区のフィリピン・コミュニティの試み、もっと知ろう！！わたしたちの隣人—ニューカマー外国人と日本社会(加藤剛編)、pp.146-172、世界思想社、京都、2010
- [12] 津崎克彦：はじめに 日本の外国人労働者 働く現場と産業・歴史から考える、移民・ディアスポラ研究7 産業構造の変化と外国人労働者—労働現場の実態と歴史的視点(津崎克彦編著)、pp.9-16、明石書店、東京、2018
- [13] 中澤高志：研究開発技術者の新規学卒労働市場：東京大都市圏への集中過程を中心に、経済地理学年報、47：19-34、2001
- [14] 日本語能力試験「N1～N5：認定の目安」<https://www.jlpt.jp/about/levelsummary.html> (2021年3月17日閲覧)